

# 個人データの 利活用に関する生活者の 疑問について考える

- |          |  |    |
|----------|--|----|
| <b>1</b> | 理解を深める<br>個人データを提供するってどういうことですか。                     | 3  |
| <b>2</b> | 提供先に関する情報<br>個人データの提供先は信頼できる場所なのですか。                 | 5  |
| <b>3</b> | 個人情報保護方針（プライバシーポリシー）<br>個人情報の取り扱いの説明は、なぜあんなに難しいのですか。 | 8  |
| <b>4</b> | 利用目的<br>個人データはどのように使われているのですか。                       | 12 |
| <b>5</b> | 第三者提供<br>個人データは誰かに提供されているのですか。                       | 15 |
| <b>6</b> | セキュリティ対策<br>個人データが漏えいしないための対策はされているのですか。             | 18 |
| <b>7</b> | 外国への個人データの提供<br>私たちの個人データが外国で勝手に利用されることはないのですか。      | 21 |



WEBサイトは  
こちらから



# はじめに

今日、個人データを活用したサービスが次々と生み出され、生活はどんどん便利になっています。こうしたサービスにおいて、個人データが適正に利用されていくためには、サービスを提供する企業が法令を遵守していくことが前提です。加えて、個人データがどのような形で利活用されるかについて、個人が理解と納得をした上で、個人データの提供を行えるようにしていくことも大切です。

経済広報センターでは、経団連との連携のもと、社会と産業界との対話のために個人データの利活用に関する生活者の疑問について、個人が理解と納得を得ていく上で役立つ資料の作成に取り組んできました。

この冊子では、ご案内役の「こーほう」と「あうりん」が、生活の中で個人データの利活用について、疑問を感じた7つの場面に沿って、みなさんが、理解と納得をした上で個人データの提供を行っていくための参考となる情報やWEBサイトを紹介しています。

## キャラクター紹介

こーほうです！  
ヨロシクネ♪



### こーほう

最近子供たちに勧められてスマホデビュー！  
メールやカメラだけじゃなくて、  
ネットショッピングもやってみたいし、  
レシピ動画も見てみたいな。  
でも、インターネットって、分からないことが多くて。

こーほうの友人の  
あうりんです。



### あうりん

スマホって本当に便利で助かってます！  
フクロウ仲間にお得情報を  
教えてあげたいな♪

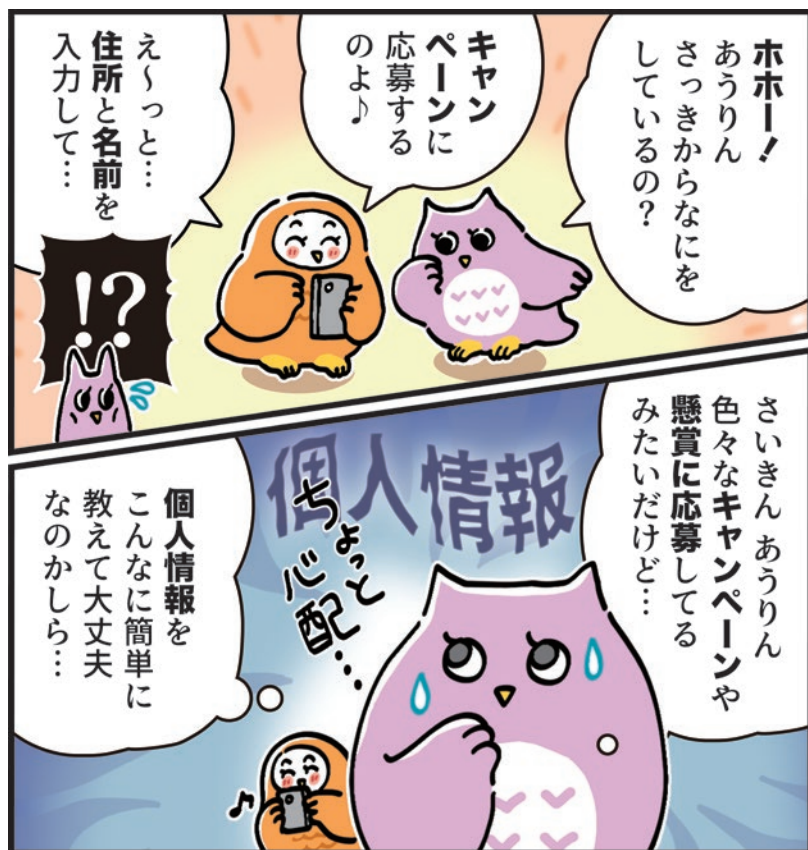
この冊子は、経済広報センターのホームページにも掲載しており、冊子の中で参考として紹介しているサイトへもアクセスできるようになっています。本冊子のWEB版もご活用ください。

※ 本冊子内、「**緑色の太文字**」の箇所は、企業・政府等の参考サイトです。

理解を深める

1

# 個人データを提供するって どういうことですか。



こーほうのように、私たちが日々行っている個人データの提供に漠然とした不安を感じている方も少なくはないのではないでしょうか。

生活者からも「よく分からないことに関わることには、漠然とした不安がある。個人データの利活用についてどうしたら理解することができるのか」との疑問をいただいています。

この項目では、個人データの提供に関する基本的な理解のために、個人データの利活用や個人情報について、企業などがまとめた役に立つと思われる情報やサイトを紹介していきます。

## 個人データの利活用について知りたい時はどうすれば良いのですか。



個人データの利活用に関して、イラストを使って分かりやすく説明したサイトに、NTTドコモの「**知ってナットク! ドコモのパーソナルデータ活用**」があります。パーソナルデータとは何か、何のために使っているかなどについて、簡潔に説明しています。

また、日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）の「プライバシーマーク制度講座」では、「『**個人情報**』の**基礎知識**」など、個人情報に関するいろいろな情報が紹介されています。

さらには、個人情報に関する制度的な仕組みの概要を紹介するものとして、政府において個人情報の保護等の適正な取り扱いに向けた取り組みを行っている個人情報保護委員会が作成した、「**個人情報保護法等 よくある質問（個人向け）**」があります。

同じく個人情報保護委員会が作成した「**民間事業者向け個人情報保護法ハンドブック**」でも、個人情報に関する制度的な仕組みの概要を紹介しています。

## 個人情報についてよく分からない場合、誰か教えてくれないのですか。



個人情報に関して分からないことがあった場合の問い合わせ窓口として、個人情報保護委員会では、「個人情報保護法相談ダイヤル」03-6457-9849（受付時間9:30～17:30 ※土日祝日および年末年始を

除く）を設けています。また、相談ダイヤルの受付時間に制限があることから、質問に24時間対応できるように、「**PPC質問チャット（AIを活用した自動応答）**」も設けています。



## 個人情報、個人データ、パーソナルデータの違いはなんですか。



この冊子の中でも、「個人データ」「個人情報」「パーソナルデータ」という、似たような言葉が登場しています。ここでは言葉の違いを簡単に説明します。

「個人データ」と「個人情報」は、個人情報保護法という法律で定義が定められていますが、「**民間事業者向け個人情報保護法ハンドブック**」でその内容が紹介されています。

「個人情報」とは、「生存する個人に関する情報であって、氏名や生年月日等により特定の個人を識別することができるものをいいます」とされています。

一方、「個人データ」については、「特定の個人情報を検索することができるように体系的に構成された、個人情報を含む情報の集合体を『個人情報データベース等』といい、「『個人情報データベース等』を構成する個人情報が『個人データ』です」とされています。

関連する説明は「**民間事業者向け個人情報保護法ハンドブック**」に載っています。法律上の定義（第2条）を詳しく知りたい方は、「**個人情報保護に関する法律**」を参照してください。

また、政府が導入している「マイナンバー」も個人情報です。個人情報保護委員会が作成した「『**個人情報**』と『**特定個人情報**』～正しい理解のために～」の中で、生存する方のマイナンバー（個人番号）は、個人情報に該当すると明記されています。

画像情報も個人情報にあたります。総務省、経済産業省の「**カメラ画像利活用ガイドブック ver3.0**」では、「カメラ画像が、そこに写る顔等により特定の個人を識別できるものであれば、当該カメラ画像の取得は『個人情報』の取得に該当する」と明記しています。同ガイドブックでは、商用目的でカメラ画像を利活用するにあたり必要な配慮事項を提示しています。例えば、カメラ画像の取り扱いや利用目的について店舗入り口やHPで事前告知するなどの配慮事項のポイントを写真やイラストを盛り込んだ具体例を通して解説しています。

一方、「パーソナルデータ」については、法律などで定められた統一的な定義は存在しません。例えば、「**NTTドコモ パーソナルデータ憲章-イノベーション創出に向けた行動原則-**」では、「私たちは、プライバシーに配慮して取扱うべき情報を、個人情報保護法に定める個人情報に限定すべきではないと考えています。この行動原則が対象とする『パーソナルデータ』には、個人情報も含まれますが、『機器やブラウザのIDなどによって識別できる個人に関するすべてのデータ』も含まれます。たとえば、私たちが、『誰か』がある特定の機器を利用された際の当該機器のご利用状況などのデータを取得した場合、利用した方個人を具体的に特定できないとしても、そのデータはこの行動原則が対象とする『パーソナルデータ』に該当します」とされています。

個人情報	生存する個人に関する情報であって、氏名や生年月日等により特定の個人を識別することができるもの
個人データ	特定の個人情報を検索することができるように体系的に構成された、個人情報を含む情報の集合体『個人情報データベース等』を構成する個人情報
パーソナルデータ	法律などで定められた統一的な定義は存在しない

個人情報以外の個人に関するデータの提供に関しても、個人が理解と納得をして提供の同意を行えるようにしていくことが求められます。

# 2

提供先に関する情報

## 個人データの提供先は信頼できるところなのですか。



こーほう、個人情報を提供する先が信頼できるか、お悩みそうですね。

生活者の方からも「個人情報の取り扱いについて、その提供相手がどの程度信頼できるかを個人が判断することは難しいのではないか」との疑問をいただいています。

この項目では、個人情報を信頼して提供できる先なのかを判断する際の参考となる、経済界の考えや各企業の取り組み、企業の取り組みをチェックする仕組みなどについてご紹介します。

### 個人データの利活用について企業はどう考えているのですか。



経団連では、2019年10月に、「**個人データ適正利用経営宣言**」を公表し、「経営者は、個人データの保護やサイバーセキュリティ対策が、個人の安心・安全を獲得することで中長期的な企業価値の創造に寄与することを認識し、これらを事前に組み込んだ個

人データ活用に主体的に取り組むことが必要である」としており、個人データの適正利用は経営者自らの課題であると述べています。

その上で、「個人データ適正利用経営宣言」では、個人データの適正な利用に向けて、経済界として、

(原則1) 経営者のアカウントビリティの確保、(原則2) 個人の安心・安全の確保、(原則3) 個人データ活用に関する取組みの推進、の3つの原則を実践すると宣言しています。個人データ適正利用宣言は、この項目の最後に、載せています。

個々の企業においても、例えば、日立製作所の「個人情報保護に関して(保護方針と要旨)」、パナソニックの「個人情報保護方針」は、いずれも社長名

で作られています。また、三井住友フィナンシャルグループは、経団連の宣言を踏まえて、「個人データ適正利用経営宣言」を公表しています。

また、総務省、経済産業省は、「DX時代における企業のプライバシーガバナンスガイドブックver1.2」を策定し、企業がプライバシーガバナンスの構築のために取り組むべきことを示すとともに、参考となる企業の取り組みを紹介しています。

## 個人データの提供先がどんなところか分からないのですか。



消費者・生活者に、企業や団体などの個人情報の保護の体制や運用の状況が適切であることを、「プライバシーマーク」というロゴマークを用いて、分かりやすく示す「プライバシーマーク制度」も設けられています。(「[ご存知ですか？プライバシーマーク制度](#)」参照)

このマークは、事業者の事業活動における個人情報の取り扱いについて、資格を持っている審査員が審査をして、適切であると評価した事業者に使用を認める制度で、運営は、日本情報経済社会推進協会(JIPDEC)が行っています。

プライバシーマークの使用が認められた事業者は、ホームページや名刺などにプライバシーマークを使用することができます。日立製作所の「個人情報保護に関して(保護方針と要旨)」には、「3. プライバシーマークについて」において、プライバシーマークのロゴと、プライバシーマークの付与認定を受けていることが示されています。

企業や団体などが、プライバシーマークを取得しているかどうかは、JIPDECの「[付与事業者情報](#)」より検索することができ、2021年12月末時点で、約17,000社がプライバシーマークを取得していることが分かります。また、JIPDECが公開している「[数字で見るとプライバシーマーク](#)」という映像では、地域別や企業規模別でプライバシーマーク取得企業数を

知ることができ、日本全国で大企業、中小企業を問わずプライバシーマークの取得が進んでいることが分かります。

個人データを提供する際に、相手方の企業が信頼できるかどうかは、個人が提供の是非を考える際に大変重要となる事項であり、その企業が信頼できることであるかに関する情報がさらに充実することが期待されます。



出典：日本情報経済社会推進協会

※プライバシーマークは、JIPDECより使用許諾を得ています。



## 経団連「個人データ適正利用経営宣言（2019年10月15日）」



様々な社会課題を解決して人間中心の社会を目指すSociety 5.0を実現するためには、個人の信頼を前提とした個人データの活用を進めることが不可欠である。しかし、個人の権利利益の侵害やサイバーセキュリティをめぐる内外事案の発生等により、社会全体として、個人データ活用に向けられる眼はこれまでになく厳しくなっている。

経営者は、個人データの保護やサイバーセキュ

リティ対策が、事業リスクの低減のみならず、個人の安心・安全を獲得することで中長期的な企業価値の創造に寄与することを認識し、これらを事前に組み込んだ個人データ活用に主体的に取り組むことが必要である。

そこで、個人データの適正な利用に向け、経済界として以下の3つの原則を実践することを宣言する。

### （原則1）経営者のアカウントビリティの確保

- ◎ 経営者は、個人データ活用を重要な経営課題の1つと認識し、国際的な観点も踏まえて長期的な視野に立った経営判断を行い、内外関係者に丁寧に説明を行う。
- ◎ 経営者は、個人データ活用を伴う重要な事業判断が、開発部門・事業部門・法令遵守を担う部門等が連携して適切に行われる体制を整備する。
- ◎ 経営者は、個人データの活用に向けデジタルトランスフォーメーションを推進する。AIやIoT、クラウド化等のデジタル環境の整備を進めるとともに、デジタル人材の育成・獲得を戦略的にを行い、必要な権限を付与し、成果に応じた正当な評価を行うよう努める。

### （原則2）個人の安心・安全の確保

- ◎ 個人情報保護法制に則り適切な情報の保護・管理体制を整えたいうえで、個人情報の利用目的や提供目的、安全管理措置等が規定された透明かつ平易なプライバシーポリシー等を策定・開示し、個人を起点にした個人データの保護・活用を進める。
- ◎ 製品・サービスの企画・設計段階から、個人データ保護・サイバーセキュリティ対策を含め、サプライチェーン全体を通じて個人の安心・安全を確保するよう取り組み、当該取り組みを積極的に開示・説明する。
- ◎ 個人データの漏えいが生じないよう、平時から十分な準備と対策を行うよう努める。漏えい事案が発生した場合には、速やかに適切な対処を行うとともに、関係者に対して真摯に説明を行う。

### （原則3）個人データ活用に関する取り組みの推進

- ◎ 企業・業界の垣根を超え、互いにメリットのある形で協調領域を見極め、データ連携基盤の構築等の取り組みを進める。
- ◎ 個人データを活用した革新的な製品・サービスの創出に努めるとともに、当該製品・サービスが国民生活を豊かにし、個人の利益に資することを分かりやすく説明し、個人データ活用に向けての社会的な理解を醸成する。
- ◎ 個人の懸念を払拭すべく、プロファイリング技術の活用や信用スコア、ターゲティング広告等の分野のルール策定への関与に努める。

## 3

個人情報保護方針（プライバシーポリシー）

個人情報の取り扱いの説明は、  
なぜあんなに難しいのですか。

こーほうは、スマホでお買い物をしようとした際、個人情報保護方針（プライバシーポリシー）を読んで「利用規約に同意する」にチェックマークを付けるように促されました。しかし、難しい文字が並んでいる上に、長くて読む気になれないようです。また、「Cookie（クッキー）に同意しますか?」と表示されましたが、「同意する」を選んで良いかどうかも分かりません。

こーほうのように、個人情報保護方針（プライバシーポリシー）への同意が求められたが、文字だけでは読む気が起きない、記載されている言葉が難し

く理解できない、といった経験をした方も少なくないのではないのでしょうか。

生活者の方からも「“利用規約”などを分かりやすくユーザーに提示すべく、その表出方法や表現を改善すべきではないか」との声が寄せられています。

この項目では、個人情報保護方針（プライバシーポリシー）を理解する上でのヒントや、表現を分かりやすく工夫している企業のサイトなどを紹介します。また、WEBサイトを使用する際、頻繁に聞かれる「クッキー」について解説しているサイトも紹介していきます。



## みんな、個人情報保護方針（プライバシーポリシー）を読んで理解できているのですか。

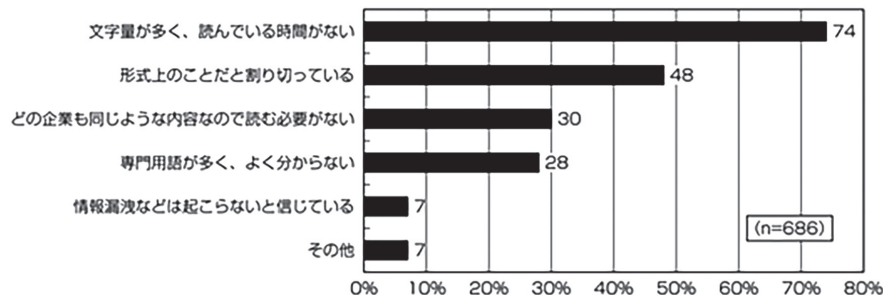


個人データがどのように取り扱われているかについて理解するためのキーとなるのが、個人データを提供する際に示された個人情報保護方針（プライバシーポリシー）です。

経済広報センターが、2020年11月に社会広聴会員を対象に実施した、「DXに関する意識調査」によれば、個人情報を記入、あるいは入力する際に、企業が提示する個人情報取扱規約などを読んでいるか否かを聞いたところ、「毎回読んでいる」「たまに読んでいる」人が53%、「ほとんど読まない」「全く読まない」人が48%となりました。

このうち、「ほとんど読まない」「全く読まない」と回答した人（48%）に読まない理由を聞いたところ、「文字量が多く、読んでいる時間がない」（74%）、次いで、「形式上のことだと割り切っている」（48%）、「どの企業も同じような内容なので読む必要がない」（30%）、「専門用語が多く、よく分からない」（28%）となっています（複数回答可）。文字量が多く、専門用語が分からないので読まないとの回答も少なくなく、個人情報保護方針（プライバシーポリシー）について、読みやすくしていくことが期待されます。

パーソナルデータ - 個人情報取扱規約等を読まない理由



(注)上記は、個人情報取扱規約等を「ほとんど読まない」「全く読まない」と回答した人の数を分母とする割合である（複数回答可）。

出典：経済広報センター「DXに関する意識調査」



経済広報センターのアンケートの概要についてはこちらから。  
(PDF / P.14 ~ 18)



## 個人情報の取り扱いを分かりやすく説明してほしいのですが。

経団連の「個人データ適正利用経営宣言」においては、透明かつ平易なプライバシーポリシーを策定・開示するとされています。

SOMPOホールディングスの「**SOMPOグループ プライバシー・ポリシー**」や住友商事の「**プライバシー・ポリシー**」は、プライバシーポリシーそのものが短くまとめられており、詳細は、別の資料を参照

する形となっています。

また、Yahoo! Japanの「**Yahoo! Japanプライバシーセンター**」では、「データの取り扱い」、「データに関する設定」、「データを守る体制」という3つの項目に分けて、パーソナルデータの取り扱いについて分かりやすく解説しています。

また、平易な個人情報保護方針（プライバシーポ

リシー) などとともに、その中のどの部分が個人にとって重要であるかに関する情報も有益です。

日本情報経済社会推進協会 (JIPDEC) のプライバシーマーク制度講座「4時間目『個人情報』と私たちの暮らし」においても、日常生活の様々な場面で見られる「個人情報」との関わりを、家庭内での会話を通じて具体的に考えることができるようになっています。

さらに、NTTデータは、「情報銀行の仕組みを活用した個人によるパーソナルデータ提供に関する同意管理サービスの実証実験」を2020年5月7日より開

始し、個人情報取扱規約に同意するかどうかの判断を助けるための指標値「安全値」を作成して、その有用性を検証しています。「安全値」とは、「パーソナルデータの取り扱い方針の明瞭性や、扱うパーソナルデータの種類・共有範囲などの観点で、パーソナルデータの取り扱いに関する安全度合いを表す値として作成しました。値が高ければ高いほど、記載に曖昧性がなく、取得項目や提供先が限定されており、安全性が高いことを表しています」としています。



## 未成年は理解が難しいと思うのですが。

個人情報保護方針 (プライバシーポリシー) を読んでも理解できないおそれのある未成年からの同意取得には、保護者の同意を得るよう呼び掛けている企業があります。

エステーの「個人情報のお取り扱いについて」では、「未成年のお客様は、保護者の同意を得て個人情報の提供を行ってください」としています。

## よく同意を求められる「Cookie (クッキー)」ってなんですか。



これまでは、個人情報を中心に参考となるサイトなどを紹介してきましたが、個人が同意を求められるケースは個人情報に関するものとは限りません。例えば、WEBサイトを閲覧する際に「クッキーを有効にしますか?」と聞かれることがありますが、クッキーについて十分に理解していない人も少なくないと思われます。

クッキーとは、ソニーネットワークコミュニケーションズ So-netセキュリティ通信「有効にしても大丈夫? ネットで見かける『クッキー』の仕組み」では、「Cookie (クッキー) はWEBサイトへのアクセスを行なった際に、サイト側が同じ人が再訪してきたときにわかるように、訪問者のデバイスに残しておくデータのことです」とされています。また、KDDI

TIME & SPACE「初心者でもわかる『Cookie (クッキー)』講座 危険性やスマホでの設定方法もズバリ解説」では、「Cookie (クッキー) とは、あなたが見ているWebサイトからあなたのスマホやPC内のブラウザに保存される情報のことだ。そこにはサイトを訪れた日時や、訪問回数など、さまざまな内容が記録されている」と記されています。

クッキーと個人情報の関係については、住友商事の「ウェブサイトにおける個人情報の取り扱いについて」では、「クッキーとは、ウェブサーバーからお客様のブラウザにデータを送信し、その内容を参照する機能ですが、お客様の個人情報を収集するものではありません。また、お使いのブラウザの設定によって、クッキーの機能を無効にすることができま

す」と記されています。

また、アサヒグループホールディングス「**お客様のCookie等のお取扱いについて 3. 行動ターゲティング広告**」の項目の中では、「ユーザーデータを、お客様の趣向等を分析し、その結果に応じた広告の配信等を行うために利用することがあります。」とするとともに、「お客様がクッキー等を利用した行動ターゲティング広告の配信や、各種データの収集を希望されない場合」の配信停止方法を明らかにしています。

ウシオ電機のホームページでは、初回に閲覧した際に、クッキーの使用に「同意する」と「同意しない」の2つのボタンが表示されます。「同意しない」を選択すると、「**ウシオ電機株式会社Cookieポリシー**」に自動的に移動する仕組みになっており、その中で「お客様は必ずしもクッキーの使用を承諾する必要はなく、同意した場合でもいつでも取り消すことができます」とするとともに、「クッキーを承諾しないか、これを削除した場合、本サイトの一定のエリアでは、動作に時間を要するか、正常に動作しない場合があります」としています。

クッキーについては、第三者に提供され、第三者の有する情報と突き合わせて、個人が特定されるようなケースがあることも指摘されており、2022年4月に施行される個人情報保護法改正では、「提供元では個人データには該当しないものの、提供先において個人データとなることが想定される情報の第三者提供について、本人同意が得られていること等の確認」が義務づけられることとなっています。**(個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律(概要) [個人情報保護委員会])**

個人情報に限らず、個人に関するデータに関連して同意が求められる場合、それが何を意味するかに関しても分かりやすい情報の発信が求められます。

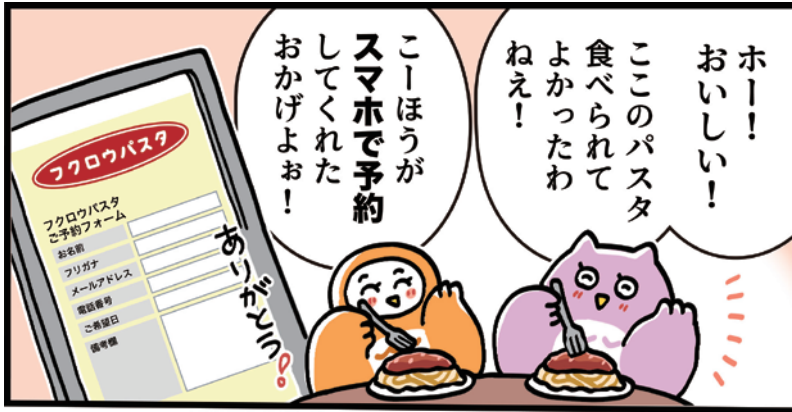


出典：ウシオ電機株式会社

# 4

利用目的

## 個人データはどのように使われているのですか。



こーほうは友人のあうりんとランチを食べに行くことになりました。事前にスマホからレストランを予約し、美味しい食事を楽しんだようです。後日、このレストランからメールでセール情報が届きました。お得な情報が届き嬉しい反面、なぜメールが届いたのか分からず不安も感じているようです。

生活者からも、「申し込んだつもりがなくとも会員にされてしまうなど、個人情報が悪用されてしまうのではないか」という疑問の声が挙がっています。ここでは、企業や団体などが、どのような目的で個人データを取得しているのか、どう使うかを自分で決められないのかなどに関する情報やサイトを紹介していきます。

### 個人データがどのように使われるか分からないのですか。



経団連は「個人データ適正利用経営宣言」において、個人情報の利用目的や提供目的等が規定された透明かつ平易なプライバシーポリシーを策定・開示するとしています。

個人情報保護法においては、「個人情報を取り扱うに当たって、利用目的をできる限り特定しなければならない」とされており、また、「特定した利用目的

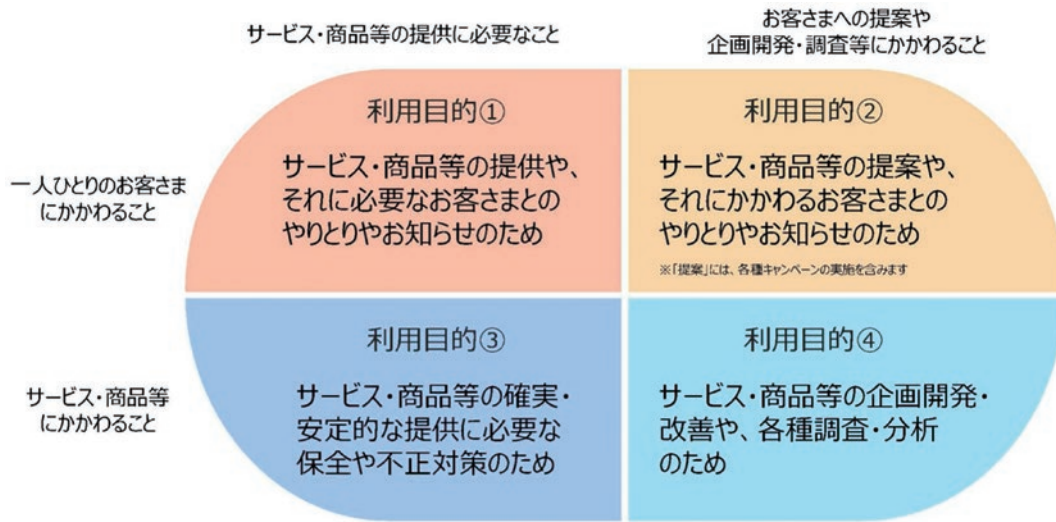
は、あらかじめ公表しておくか、個人情報を取得する際に、速やかに本人に通知又は公表する必要があります」となっています。（「民間事業者向け個人情報保護法ハンドブック」PDF / P.6）

「NTTドコモ プライバシーポリシー」では、「3. パーソナルデータの利用目的」において、利用の目的を、次ページの図の通り、4つのマトリクスで表現

するとともに、それぞれについて事例を紹介しています。例えば、利用目的①「サービス・商品の提供や、それに必要なお客さまとのやりとりやお知らせのため」では、「ご契約内容に基づく各種サービス・機能の提供その他ご契約内容の実施のため」や「ご

請求金額（回収代行分を含みます）の計算・請求やポイントの管理のため」などが利用目的「事例」として記載されています。他3つの利用目的においても、それぞれの内容を説明しています。

### パーソナルデータの利用目的



出典：NTTドコモ「プライバシーポリシー」



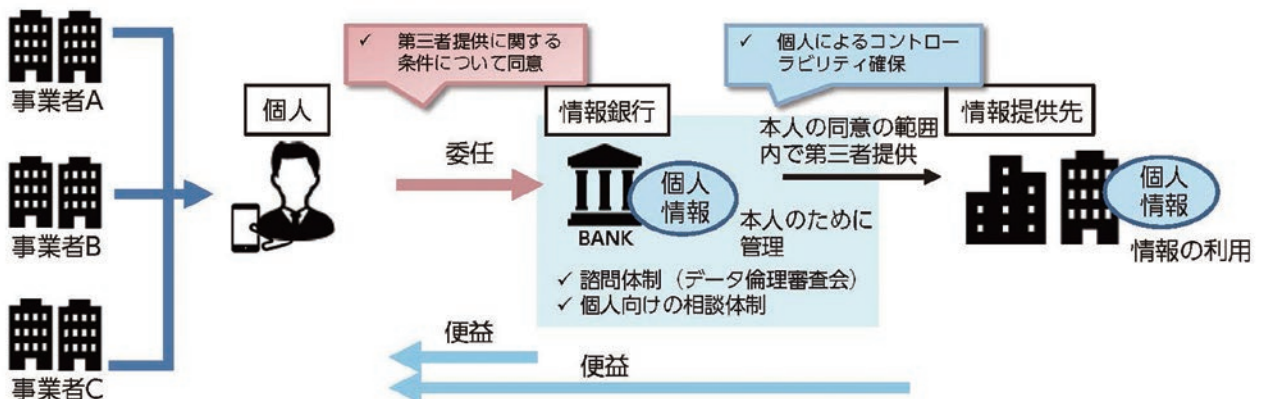
## 個人データをどう利用するかを自分で決められますか。

わが国では、実効的な本人関与（コントロールビリティ）を高めて、パーソナルデータの流通・活用を促進するという目的の下、本人が同意した一定の範囲において、本人が、個人情報の第三者提供を委

任する、「情報銀行」という仕組みも設けられています。（「情報信託機能の認定に係る指針ver2.1」PDF / P.3）

大日本印刷は「DNPの情報銀行」の中で、「情報銀

### 情報銀行の考え方



出典：情報信託機能の認定スキームの在り方に関する検討会「情報信託機能の認定に係る指針 ver2.1」

行とは、個人のデータ（パーソナルデータ）を本人の同意のもと適切な事業者へ提供し、事業者から個人へさまざまな便益を還元する仕組みです」としています。

「NTTデータ『情報銀行』」では、「情報銀行とは、個人が利用してよい企業や目的を決めたうえでデータを提供し、データを活用した企業が見返りとして個人に合わせたサービスや商品を用意し、メリットを提供する仕組みです」としています。

さらに、同社は「個人とデータ活用に関する契約に基づき、PDSなどのシステムを活用して個人のデータを管理するとともに、個人の指示又は予め指定した条件に基づき個人に代わり妥当性を判断の上、データを第三者（他の事業者）に提供します。重要なことは、あくまでも個人が自らのデータの流通をコントロールできるということです」として、PDSについて、「パーソナルデータストア。他者保有データの集約を含め、個人が自らの意思で自らのデータを蓄積・管理するための仕組み（システム）であって、第三者への提供に係る制御機能（移管を含む）を有する」と解説しています。

経済広報センターが発行している「『**経済広報**』**2021年1月号**」では、三井住友銀行、大阪大学医学部附属病院、日本総合研究所が、妊婦さんを対象に、自分の医療データをスマートフォンで確認できるようにする「医療データの情報銀行」の実証事業を行っていることを紹介しています。

情報銀行には、個人が安心してサービスを利用できるため一定の水準を満たす事業者を認定する仕組みも設けられています。経営要件や業務能力を定めた事業者の適格性、情報セキュリティ、ガバナンス体制、事業内容の各項目について認定基準を設けています。なお、「認定は任意のものであり、認定を受けることが事業を行うために必須ではない」とされています。（「**情報信託機能の認定に係る指針ver2.1**」PDF / P.7～P.18）

「情報銀行」の認定は日本IT団体連盟が行っており、令和3年9月末時点で7社が認定を取得しています。（「**認定事業者一覧**」）中部電力が提供する「**MIN-LY（マインリー）**」は、サービス開始にあたっての計画、運営・実施体制について認定を受けた事業者として登録されており、「アプリを通じて基本属性や興味・関心事項、行動履歴・予定などのパーソナルデータを『地域型情報銀行』に預託することで、パーソナルデータの提供先であるサービス事業者（地域のお店等）からキャンペーン情報やクーポン、ポイント等の便益を受けることができる」としています。また、「利用者は、アプリで預託したパーソナルデータを確認・修正・削除することができる」とされています。

個人データの提供に際しては、何に利用されるか、個人としてどこまで管理できるのかについて、理解と納得の上で、個人データを提供できるようにしていくことが求められます。

### 情報銀行の考え方



出典：NTT データ「情報銀行」

# 個人データは誰かに提供されているのですか。



友人のあうりんは、様々な会社のサービスを比較したいと考え、自分の希望する内容をサービス紹介サイトに入力したところ、数社から資料や見積もりが届きました。その中から自分にぴったりのサービスを選択することができて良かったと思っているようです。一方で、資料や見積もりが、紹介サイトの運営者ではなく、サービスを行っている企業から送られてきたことに疑問も感じています。その後、話を聞いたこーほうもそのサービスを利用したいと考え、紹介サイトに必要事項を入力した後、同意ボタンを押したようです

が、その内容は良く分かっていないようです。また、名前や住所、情報などが筒抜けになってしまうのではないかと不安も感じているようです。

生活者の方からも「様々な情報を基に、性格、趣味など個人の様々な情報が筒抜けになっているのではないか」といった不安の声も寄せられています。

この項目では、個人データの第三者への提供に対する制度や、企業の取り組み、自分で管理できる仕組みなどについて、参考になる情報を紹介します。



## 個人データが勝手に第三者に提供されることはないのですか。

個人情報保護法において、個人データを第三者に提供する場合、原則としてあらかじめ本人の同意を得なければならないとされています。（「**民間事業者向け個人情報保護法ハンドブック**」PDF / P.13）

「**SOMPOグループ プライバシー・ポリシー**」では、「SOMPOグループは、法令に定める場合を除き、お客さまご本人の同意なくお客さまの個人データを第三者に提供することはありません」と記されています。

ここでいう法令に定める場合には、例えば、警察

などからの照会、災害時の被災者情報の家族への提供など本人同意取得が困難な場合、委託・共同利用などがあります。（「**民間事業者向け個人情報保護法ハンドブック**」PDF / P.13）このうち、委託や共同利用の場合については、例えば、SOMPOグループの「**個人情報保護宣言**」「**グループ内における共同利用について**」においては、委託の内容（例えば、情報システムの開発・運用に関わる業務）や共同利用するグループ会社の範囲などが明らかにされています。

## 個人データの提供先はわかりますか。



中部電力が提供する情報銀行サービス「MINLY（マインリー）」では、「**サービス事業者の選定基準**や

**パーソナルデータ提供先一覧**」を公開しています。



## 私たち自身がどの第三者に提供するかを決めることはできないのですか。

「**NTTドコモ プライバシーポリシー**」では、「4. パーソナルデータの取扱いに関する同意」において、「パーソナルデータの利用および第三者提供その他の取り扱いにあたり、お客さまからあらかじめ同意を得ることがあります」とした上で、「お客さまが、当社によるパーソナルデータの利用および第三者への提供を望まない場合、一定の範囲で、その旨を意思表示することができます」とされています。また、「お客さまが同意済みの主な事項を『**パーソナルデータダッシュボード**』から一覧としてご確認いただくことができるようにします」とされており、「パーソナルデータダッシュボード」には、第三者提供先の確認・変更のコーナーも設けられています。

### パーソナルデータダッシュボード（一例）



ご自身のデータの提供先と種類の確認・変更ができる仕組み  
出典：NTTドコモ「パーソナルデータダッシュボード」



また、KDDI「プライバシーポータル」における「**プライバシー設定の変更**」では、「当社がお客さまのデータをどのように活用するか、お客さまご自身でいつでも簡単に確認、変更いただける機能を用意しています。規約への同意状況や当社によるデータ

の利用状況をご確認いただき、必要に応じてご変更ください」とし、グループ会社への第三者提供の同意等「**オプトアウト（拒否）**」の具体的な手順を掲載しています。

## 「匿名加工情報」って何ですか。

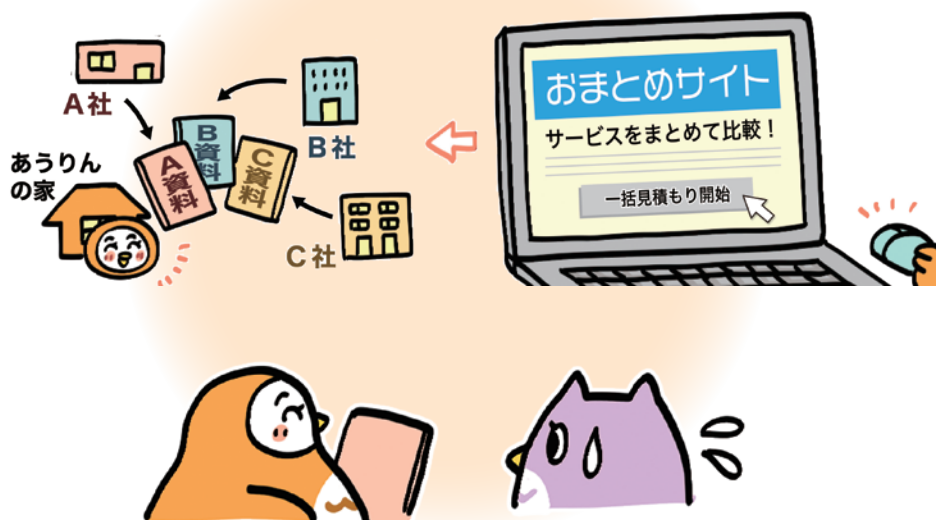


個人情報保護法では、「特定の個人を識別することができないよう個人情報を加工したもので、当該個人情報を復元できないようにした情報」のことを「匿名加工情報」と呼び、匿名加工情報の作成方法の基準を定めています。（「**民間事業者向け個人情報保護法ハンドブック**」PDF / P.20）

匿名加工情報の取り扱いを明示している企業もあります。SOMPOホールディングスの「**個人情報保護宣言**」においては、「8. 匿名加工情報の取扱い」において、匿名加工情報の作成にあたって、「法令で定める基準に従って、適正な加工を施すこと」「法令で定める基準に従って、削除した情報や加工の方法に関する情報の漏えいを防止するために安全管理措置を講じること」などの対応を行うとしております。また、「**匿名加工情報の作成・第三者提供について**」

で、個人が特定されないよう加工して第三者に提供している情報の具体的項目（SOMPOケアが介護サービスの提供に際して取得した健康状態などに関する情報など）や第三者に提供する際のセキュリティの確保策を公表しています。

個人の様々な情報が筒抜けにならないよう、個人が別々のところに提供した個人データが誰のものか分かる形で集められないようにしなければなりません。そのためには、個人データの第三者への提供を、個人の理解と納得のもとに行えるようにしていくことが大切です。また、自分たちのデータが、どのような形で匿名加工され、さらには、社会のために役立っているかに関する情報も、分かりやすい形で伝えていくことが求められます。



# 個人データが漏えいしないための対策はされているのですか。



こーほうのように、個人情報の漏えいが発生したという報道を目にすることがあります。

生活者の方からも「個人情報が盗まれる報道をたびたび目にする。流出防止もイタチごっこで、いつ洩れるか分からないのではないか」といった疑問の声が挙がっています。

ここでは、セキュリティ対策について、企業の考えや取り組み、情報漏えい時の対応、個人データを自分で守る仕組みに関する情報やサイトを紹介していきます。

## 企業は個人情報の漏えいについてどう考えているのですか。



経団連は、「**個人データ適正利用経営宣言**」において、「個人データの漏えいが生じないように、平時から十分な準備と対策を行うよう努める」とするとともに、2018年3月に、「**経団連サイバーセキュリティ経営宣言**」を策定し、「いまや全ての企業にとって価値創造とリスクマネジメントの両面からサイバーセキュリティ対策に努めることが経営の重要課題となっている」と述べています。

宣言においては、経済界が、①経営課題としての

認識②経営方針の策定と意思表示③社内外体制の構築・対策の実施④対策を講じた製品・システムやサービスの社会への普及⑤安心・安全なエコシステムの構築への貢献の実践に努めることが述べられています。

また、2019年10月には、米国の非営利組織「インターネット・セキュリティ・アライアンス」と経団連が協力して、企業の取締役がサイバーリスクをどう認識し、対処していくかを考え、行動に移して

いくつかについて記した、「[サイバーリスクハンドブック](#) [取締役向けハンドブック](#) [日本版](#)」を作成しています。

さらに、2020年3月に取りまとめた「[経団連サイバーセキュリティ経営宣言に関する取組み](#)」においては、「サイバーセキュリティ対策に関する経営者の意識は高まってきている」一方、現状では、サイ

バーセキュリティ対策に関する取組みの停滞、サイバーセキュリティ人材に関する不十分な実態把握といった課題があることを指摘した上で、今後、成熟度の可視化、サイバーセキュリティ対策の方針に関する情報発信、サイバーセキュリティ人材スキルの可視化が不可欠としています。

## 企業のセキュリティ対策は信頼がおけるのですか。



個人情報保護法においては、個人情報に関する企業の取組みについて「個人情報取扱事業者は、個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならないとされています」、また、「個人データの適正な取扱いの確保について組織として取り組むために、基本方針や個人データの取扱規程を策定することが重要です」としており、講ずるべき具体的な措置として、「組織的安全管理措置、人的安全管理措置、物理的安全管理措置、技術的安全管理措置、外的環境の把握」があるとしています。（「[民間事業者向け個人情報保護法ハンドブック](#)」PDF / P.9.10）

Yahoo! JAPANプライバシーセンターでは、第三者の視点を入れる観点から、「[プライバシーに関するアドバイザリーボード](#)」において、「Yahoo! JAPANのプライバシーに関する取組みがお客様や社会から見て適切かどうかを第三者の視点で確認いただくため、様々な分野の有識者からなるアドバイザリーボードを設置しています」とし、「アドバイザリーボード」委員や開催実績を確認することもできるようになっています。

組織の情報を保護する手段である「情報セキュリティマネジメントシステム (ISMS)」について、国際規格 (ISO / IEC 27001) が存在していますが、企業などがこの国際規格に基づいて適切に「情報セキュリティマネジメントシステム」を運用している

かを公平な立場から審査し、証明する「ISMS認証」という仕組みも設けられています。（「[ISMS適合性評価制度](#)」）ISMS適合性評価制度は、情報マネジメントシステム認定センターが管理しています。

国際規格に適合していると認められた企業などは、審査した審査機関のマークとともに、下記のような認定シンボルの使用が認められます。

企業などが、ISMS認証を得ているかどうかは、「[ISMS認証取得組織検索](#)」から調べることができます。

### 認定シンボル



出典：情報マネジメントシステム認定センター「ISMS 適合性評価制度」

## 個人データが漏えいした場合、どのように対応してくれるのですか。



個人情報保護法では、「個人データの漏えい等の事案が発覚した場合に講ずるべき措置としては、①事業者内部における報告及び被害の拡大防止②事実関係の調査及び原因の究明③影響範囲の特定④再発防止策の検討及び実施⑤個人情報保護委員会への報告及び本人への通知」が、ガイドラインにおいてあげられています。（「[民間事業者向け個人情報保護法ハンドブック](#)」PDF / P.12）

また、情報銀行の認定基準である「[情報信託機能](#)

[の認定に係る指針ver2.1](#)」では、損害が発生した場合の情報銀行の責任の範囲として、「消費者契約法など法令を遵守した適切な対応をすること」「情報銀行は、個人との間で苦情相談窓口を設置し、一義的な説明責任を負う」「提供先第三者に帰責事由があり個人に損害が発生した場合は、情報銀行が個人に対し損害賠償責任を負う」をあげています。（「[情報信託機能の認定に係る指針ver2.1](#)」PDF / P.17）

## 個人が自分で個人データを守るにはどうしたら良いですか。



JIPDECの「プライバシーマーク制度講座」[「4-5. 【こんな場合5】『個人情報の利用停止を求めるとき』](#)」では、「プライバシーマーク付与事業者は、『個人情報』の『利用停止』や『第三者への提供禁止』については、本人より請求があった場合は原則としてこれに応じます」としています。

エーザイの「[プライバシーポリシー](#)」では、「ご本人から個人情報の利用停止・消去・第三者提供の停止の要望があったときは、所定の手続でご本人であることを確認のうえで、遅滞なく対応します。」とするとともに、場合により、停止の要望に応じられないことがあるとしています。

また、2022年4月に施行される個人情報保護法の改正においては、「利用停止・消去等の個人の請求権について、不正取得等の一部の法違反の場合に加えて、個人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合にも要件を緩和する」とされています。（[個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律【概要】](#)）

このように、個人情報の漏えいについては、様々な対策が行われています。一方で、個人情報の漏えいがないのも事実です。企業ではどのようなセキュリティ対策が行われているのか、万が一漏えいがあった場合対応はどのようなものか、などに関する発信が求められるとともに、個人が自分の個人データを守ろうとする意識も大切です。



## 7

外国への個人データの提供

## 私たちの個人データが外国で勝手に利用されることはないのですか。



こーほうは、子供たちの個人データが海外に渡り、勝手に利用されることがないか心配のようです。

最近は、外国の企業が提供するサービスを利用することも増えてきていると思います。生活者からも「海外の企業に日本人の個人データをデータベース化され、勝手に利用されてしまうのではないか」との疑問をいただいています。

この項目では、個人データの外国への提供についての日本の制度、企業の対応、そして日本以外の国での個人データ保護の状況などについて紹介します。

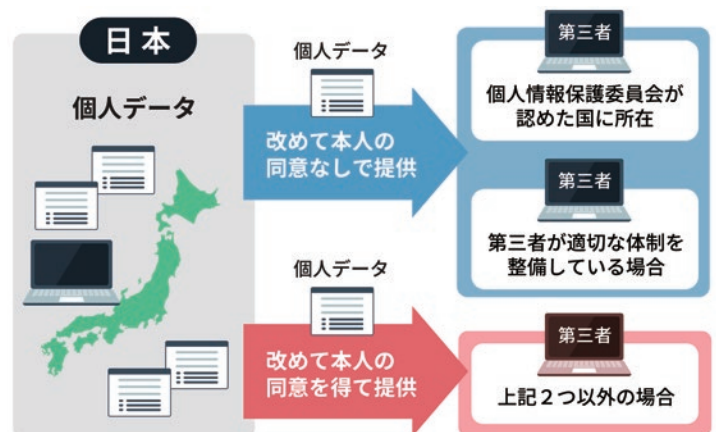
## 個人データの外国への提供はどうなっているのですか。



個人データの外国への提供に関して、個人情報保護法では、「外国にある第三者に個人データを提供する場合」として、「外国にある第三者が適切な体制を整備している」もしくは「外国にある第三者が個人情報保護委員会が認めた国又は地域（EU及び英国。令和4年4月時点）に所在している」のいずれかを満たす必要があるとし、そうでない場合は、「外国にある第三者に提供することについて、あらかじめ本人の同意を得る」としています。（「[民間事業者向け個人情報保護法ハンドブック](#)」PDF / P.15）

個人情報保護委員会は、外国にある第三者が適切な体制を整備していることについては、「外国の第三

## 外国にある第三者に個人データを提供する場合



（出所）民間事業者向け個人情報保護法ハンドブックより経済広報センター作成

者において、個人情報保護法の趣旨に沿った措置を実施することが、委託契約・共通の内規・個人データを提供する者によるAPEC越境プライバシールールシステムの認証取得等によって担保されていること」などとしています。（「民間事業者向け個人情報保護法ハンドブック」PDF / P.15）

令和2年の個人情報保護法改正により、外国にある第三者への個人データの提供時に、移転先事業者における個人情報の取り扱いに関する本人への情報提供の充実等を求めることとしています。（**個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律（概要）**）  
[個人情報保護委員会]

## 日本の企業は外国に個人データを提供するのですか。



個人データを外国にある第三者に提供する場合について、日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）では、「**プライバシーマークにおける個人情報保護マネジメントシステム構築・運用指針**」において、「J.8.8.1 外国にある第三者への提供の制限」という項目を設けており、外国にある第三者に個人情報を提供する場合は、法令等で定められている場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ている場合等に限定することを事業者に求めています。

また、Yahoo! JAPANプライバシーセンターの

「**パーソナルデータの連携**」では、「Yahoo! JAPANのサービス改善・向上等のため」において、「Yahoo! JAPANは、パートナー企業に対してパーソナルデータを連携する場合があります」、「パートナー企業には、外国にある第三者を含みます。対象データを連携する国・地域名については以下をご確認ください」とした上で、「**海外パートナー企業へのデータ連携**」にて「提供・委託先の国または地域の例」が掲載されています。

## 個人データに関する制度は、日本と外国では違うのですか。



諸外国にも、個人データ保護に関する制度があります。日本貿易振興機構（ジェトロ）のWEBサイトでは、欧州連合（EU）の「**EU 一般データ保護規則（General Data Protection Regulation : GDPR）**」や中国の「**個人情報保護法**」を紹介しています。また、米国では、分野横断的な個人情報保護法は存在せず、消費者プライバシー権利章典など個別分野毎に保護の仕組みが設けられている状況の中で、米国では、**米国データプライバシー法案**の検討が進められていることを紹介しています。

個々の企業でも、外国の個人データ保護に関する制度への対応を公表しています。例えば、帝人の「**帝人グループのGDPRに関する個人情報保護方針**」では、「1. 当社の個人情報保護に関する声明」におい

て、「当社は、適用されるEUおよびEU加盟国のデータ保護に関する規制、特にデータ保護に関する一般データ保護規則第2016/679号（以下「GDPR」といいます）に従ってこの個人情報を処理します」とした上で、「当社がお客様の個人情報を本方針に記載されているように使用することをご希望にならない場合は、当社に個人情報をご提供にならないようお願い申し上げます」と記しています。

個人データを提供する際に、外国にある第三者への提供について、国や企業がどのような対応をしているのか、個人が提供の是非を考える際に大変重要となる事項であり、分かりやすい情報の発信が求められています。

本冊子は  
WEBでも  
読めます！

「個人データの利活用に関する生活者の疑問について考える」

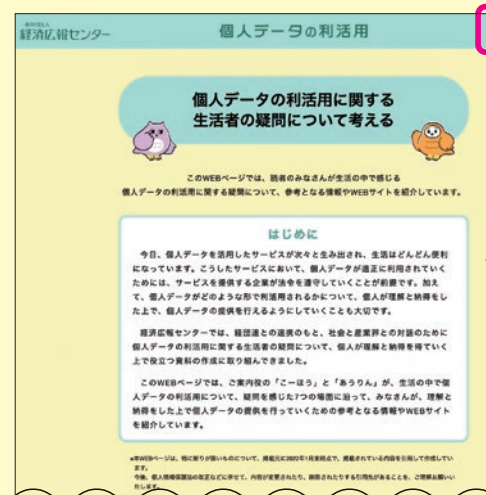
# WEBサイトの構成と読み方

WEBサイトは  
こちらから



WEBサイトは「ホーム」と「7つの疑問」の8つのページから構成されています。

「ホーム」には、このWEBサイトを作成した目的や案内役キャラクターの紹介、「7つの疑問」それぞれに関する概要を記載しています。「7つの疑問」の各ページは、日常生活で遭遇する「個人データ」に関する場面を再現した漫画や、生活者から寄せられた疑問の解決に有益だと思われる情報、WEBサイトを紹介しています。



## 1 「ホーム」 ページ掲載内容

➡ 「ホーム」 ページにアクセスすると、左の画面が表示されます。

➡ 「メニュー」をクリックすると、「7つの疑問」の各ページにアクセスできます。



➡ 「ホーム」 ページを下に進めていくと、「7つの疑問」それぞれについて、左の画面が表示されます。生活者からどのような疑問が寄せられたのか、またどのようなWEBサイトが有効なのかを簡潔に掲載しています。

➡ 「詳しく見る」をクリックすると、各項目のページにアクセスできます。



## 2 「7つの疑問」 各ページ掲載内容

➡ まず、こーほうやあうりんが遭遇した日常生活の中での個人データに関する疑問を漫画で紹介しています。

次に、目次に沿って参考になる情報やウェブサイト掲載しています。

※本誌では一例として、③個人情報保護方針（プライバシーポリシー）の項目を取り上げています。

例えば、「みんな、個人情報保護方針（プライバシーポリシー）を読んで理解できているのですか。」では、当センターが社会広聴会員を対象に実施した

「DXに関する意識調査」の結果の一部を紹介しています。この調査で、個人情報を記入、あるいは入力する際に、企業が提示する個人情報取扱規約やプライバシーポリシーを「毎回読んでいる」「たまに読んでいる」と回答した人は53%でした。また、その方々の理解度についての調査結果も紹介しており、生活者の個人情報保護方針（プライバシーポリシー）に対する意識が分かります。

個人データの適正利用のためには、企業が生活者の理解促進に向けた取り組みを強化していくことはもちろんですが、私たち一人ひとりが個人データの利活用に対して関心を持ち、理解と納得をして個人データを提供するか否かを判断していくことが大切です。

※ 「文中のリンクまとめ」の横にある▼マークをクリックすると、本文内で紹介されているWEBサイト一覧を確認、クリックすると該当の企業・団体のサイトにアクセスすることができます。

※ WEBサイト内「青色の太文字」をクリックすると、企業・団体のサイトにアクセスすることができます。



## キャラクターは なぜフクロウ？

みなさん、「フクロウ」の名前を聞いて、どのようなイメージを持たれるでしょうか？日本では、「不苦労」などの字が当てられることから、幸運の鳥と呼ばれることもあります。

また、ヨーロッパでは、ギリシャ神話に登場する知恵の女神アテナの聖鳥で、知恵・知識・学問・芸術のシンボルとして知られています。

経済広報センターは、今回、フクロウをキャラクターとするにあたり、日々変化する私たちの暮らしに関わる疑問について、知恵の象徴であるフクロウと生活者のみなさまが、一緒に考えていけるような環境を作っていきたいという思いを込めました。



### 「個人データの利活用に関する生活者の疑問について考える」

2022年9月発行

制作／一般財団法人 経済広報センター 事務局

発行者／渡辺 良（専務理事・事務局長）

### 【発行所】

一般財団法人 経済広報センター

〒100-0004 東京都千代田区大手町 1-3-2 経団連会館19階

TEL : 03-6741-0021 FAX : 03-6741-0022 URL : <https://www.kkc.or.jp/>

- 本冊子の項目1から7は、経済広報センターに登録をいただいた生活者のみなさまである「e ネット社会広聴会員（2740人）」を対象に行った、「Society5.0に関するアンケート」等における自由意見の中から、個人データの利活用に関係すると思われるものを選び、なるべく原文に近い形で掲載したものです。
- 2021年3月に公開した「個人データの利活用に関する生活者の疑問について考える」（中間まとめ）について、eネット社会広聴会員からご意見・ご感想をいただき、その内容を踏まえて2022年3月に最終版をWEBサイトで公開しました。
- 2022年4月の個人情報保護法の改正を踏まえて、2022年8月にWEBサイトの一部内容を修正しました。